

こんにちは。

PDF でお送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

## 【目次】

1. マイナンバーと扶養控除申告書
2. 労働者派遣法の改正～期間制限の見直し～
3. 10 月からの厚生年金保険に関する変更点

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

## 1. マイナンバーと扶養控除申告書

---

年末調整の時期が近づいてきました。

年末調整の際、平成 28 年分の扶養控除等(異動)申告書を会社に提出する方も多いと思います。

この扶養控除等(異動)申告書に、平成 28 年分から本人と扶養親族のマイナンバーを記載するようになりました。

これにより扶養親族に関する行政側の確認が今まで以上に厳格になされることが想定されます。

- ・パート、アルバイト等の収入額を把握せず、本来扶養にならない配偶者や子供を扶養対象としていた。
- ・自分と自分の兄弟、双方で親を扶養対象としていた。(二重扶養)

上記のようなケースは扶養対象者のマイナンバーによって誤りを指摘され、年末調整の再確認・やり直しとなることが考えられます。

扶養控除申告書を記入する際は扶養とする方の収入や、同じ人を自分と自分以外の人で二重に扶養対象としないよう注意しましょう。

参考：平成 28 年分扶養控除申告書の記載例

[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/kisairei\\_h28.pdf](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/kisairei_h28.pdf)

---

## 2. 労働者派遣法の改正～期間制限の見直し～

---

労働者派遣法が9月30日に改正されました。  
今回はその中から「労働者派遣の期間制限の見直し」をご紹介します。

今までは、派遣可能期間が業務内容によって分かれており、ソフトウェア開発等の専門業務(いわゆる「26業務」※)は無期限、それ以外の一般事務等は3年という期間制限がありました。

※「26業務」はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/dl/h1226-3c.pdf>

今回の法改正により、9月30日の施行日以後に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣には、業務内容に関係なく、次の2つの期間制限が適用されることになりました。

### 1) 派遣先事業所単位の期間制限

→派遣先の同一事業所に対し派遣できる期間(派遣可能期間)は、原則「3年」が限度となります。ただし、3年に到達する前に、派遣先事業所の労働者の過半数代表から意見を聴取すれば、3年を超えて派遣労働者を受け入れることが可能です。

### 2) 派遣労働者個人単位の期間制限

→「同一の派遣労働者」を、派遣先の事業所における「同一組織単位」(「課」に相当します)に対し派遣できる期間は、3年が限度となります。したがって、3年を超えて同じ人を派遣で受け入れたいという場合には、別の課などに異動してもらう必要があります。

ただし、例外として、派遣元で無期雇用される人を派遣で受け入れる場合には、上記の期間制限はかからず、3年を超えて同じ人に派遣で働いてもらうことが可能となります。

一方、従来の登録型の一般派遣の場合は、通常派遣元との労働契約も有期ですので、3年の期間制限の対象になるとご理解ください。

### 平成27年労働者派遣法改正の概要

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000098917.pdf>

「労働者派遣の期間制限の見直し」はP4～P10をご参照ください。

---

### 3. 10月からの厚生年金保険に関する変更点

---

10月1日より、厚生年金保険に関して以下の点が変更となります。

1) 70歳以上在職者の老齢厚生年金

→70歳以上在職者は厚生年金保険料の負担はなく、昭和12年4月2日以降に生まれた方については給与月額等に応じて年金の一部もしくは全額支給停止となっていました。平成27年10月1日からは昭和12年4月1日以前生まれの方も支給停止の対象となりました。

このため、新しく昭和12年4月1日以前生まれの方を採用する場合や、現在在職中で昭和12年4月1日以前生まれの方については「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」の届出が必要となります。

社長のお父様に役員報酬を支払っている等のケースは要注意ですね。

なお、支給停止の対象となるのは社会保険加入の要件を満たす働き方をする人(所定労働時間等が正社員の3/4以上)です。

社会保険加入の要件を満たさないパート勤務等の場合は手続不要(年金の支給停止の対象外)です。

2) 社会保険の資格を取得した月中に喪失し、国民年金に加入したときの保険料の扱い

→入社して社会保険に加入した後すぐに退職し、その後国民年金に加入した(1か月の内に厚生年金の資格取得→資格喪失→国民年金加入した)場合、従来は厚生年金保険料1か月分と国民年金保険料1か月分が必要でしたが、10月1日以降は、厚生年金保険料が不要となります。

退職後、国民年金第3号被保険者となった場合も同様です。

加入した月分の保険料は、年金事務所より一度請求されますが、退職者が国民年金の加入手続きを行うと、遡って清算されます。この場合、厚生年金保険料の本人負担分は返還する必要があります。

また、この制度は厚生年金保険のみとなりますので、健康保険料は従来どおり1か月分必要となります。

**\* 毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之、小野雅代

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

---